

令和7年第5回廿日市市議会（第4回定例会）条例新旧対照表

議案第67号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第68号	職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第69号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第70号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第71号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第72号	廿日市市公園条例の一部を改正する条例	43
議案第73号	廿日市市火入れに関する条例の一部を改正する条例	47
議案第74号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	49
議案第75号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	55
議案第76号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	57
議案第77号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	59

廿日市市

議案第67号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員（第17条において、これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万6,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万9,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万2,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万5,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万9,100円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員（第17条において、これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万8,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万1,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万4,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万6,200円</u></p>

改正後	改正前
<p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>3万2,300円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>3万5,500円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万8,700円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p>	<p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>2万8,900円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>3万1,700円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万3,700円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p>
<p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>7,050円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>	<p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,600円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第22条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、<u>前2項</u>の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>	<p>第22条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、<u>同項</u>の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>
<p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	改正前
5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
6 (略) (勤勉手当)	6 (略) (勤勉手当)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 (略) (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第2条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第4条 (略)</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p><u>(12) 職員が通勤のために使用する自動車の駐車場に係る使用料</u> (通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員（第17条において、これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上<u>65キロメートル未満</u>である職員 3万8,700円</p> <p>セ 使用距離が片道<u>65キロメートル以上70キロメートル未満</u>である職員 <u>4万2,200円</u></p> <p>ソ 使用距離が片道<u>70キロメートル以上75キロメートル未満</u>である職員 <u>4万5,700円</u></p> <p>タ 使用距離が片道<u>75キロメートル以上80キロメートル未満</u>である職員 <u>4万9,200円</u></p> <p>チ 使用距離が片道<u>80キロメートル以上85キロメートル未満</u>である職員 <u>5万2,700円</u></p> <p>ツ 使用距離が片道<u>85キロメートル以上90キロメートル未満</u>である職員 <u>5万6,200円</u></p> <p>エ 使用距離が片道<u>90キロメートル以上95キロメートル未満</u>である職員</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>(新設) (通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び<u>第5項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員（第17条において、これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上_____である職員 3万8,700円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>5万9,600円</u></p> <p><u>上 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 6万3,000円</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>上 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 6万6,400円</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）</p>	<p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 <u>第1項第2号及び第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を支給する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円</p>	<p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円</p>

改正後	改正前
に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 <u>7～10</u> (略) (期末手当) 第23条 (略)	に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 <u>6～9</u> (略) (期末手当) 第23条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。	5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
6 (略) (勤勉手当) 第24条 (略)	6 (略) (勤勉手当) 第24条 (略)
2 (略) (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	2 (略) (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)

改正後	改正前																												
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																												
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 405,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>765,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000
号給	給料月額																												
1	円 405,000																												
2	455,000																												
3	508,000																												
4	574,000																												
5	655,000																												
6	765,000																												
号給	給料月額																												
1	円 392,000																												
2	440,000																												
3	492,000																												
4	555,000																												
5	634,000																												
6	740,000																												
2～4 (略)	2～4 (略)																												
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																												
第8条 (略)	第8条 (略)																												
2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第3項、第22条の2第1項、第23条第2項及び第24条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第24条第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第3項、第22条の2第1項、第23条第2項及び第24条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第24条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。																												

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第3項、第22条の2第1項、第23条第2項及び第24条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第24条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第3項、第22条の2第1項、第23条第2項及び第24条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第24条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

議案第68号

職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>（4） <u>家族</u> 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p>（5）（略）</p> <p>（6） <u>旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</u></p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</u></p> <p>6 <u>第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>（4） <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として</u>職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>（5）（略）</p> <p>（6） <u>在勤地 甘日市市内の地域をいう。</u></p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5 <u>第1項、第2項及び前項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され</u>、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、</p>

改正後	改正前
<p>_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p>	<p>当該金額のうちその者の損失となつた金額_____で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p>
<p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中_____天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>	<p>6 第1項、第2項及び第4項_____の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故</u>又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>
<p>8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならぬ。</p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等_____によって行わなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p>	<p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合_____には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p>
<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならぬ。ただし、これを通知するいとまがない場合には、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。</p>	<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>
<p>5 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、旅行命令等に係る旅行が旅費の支出を伴わないものであるときは、旅行命令簿等の記載又は記録を省略す</p>	<p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>ることができる。</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p>	
<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	
<p>(削る)</p>	<p>(旅費の種類)</p>
	<p>第6条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び特定旅費とする。</u></p> <p>2 鉄道賃は、<u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 船賃は、<u>水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 航空賃は、<u>航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>5 車賃は、<u>陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 日当は、<u>旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 宿泊料は、<u>旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額又は実費相当額により支給する。</u></p> <p>8 食卓料は、<u>水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 移転料は、<u>赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p>10 着後手当は、<u>赴任に伴う住所又は居所の移転について、当該移転のために当該移転先以外の場所で宿泊を要した場合に、実費相当額により支給する。</u></p> <p>11 扶養親族移転料は、<u>赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>12 特定旅費は、<u>在勤地内の旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。</u></p> <p>13 第21条第1項に規定する旅行については、<u>第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>14 前各項に定めるもののほか、同一用務地内において、用務の都合によりやむを得ず車等乗物を使用した場合は、<u>実費額を支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p>	<p>第7条 旅費は_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p>
<p>2 旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とし、これらの内容については、この条例及び規則の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	
<p>(削る)</p>	<p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p>3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p>
<p>(削る)</p>	<p>第9条 1日の旅行において、日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当の額による。</p>
<p>(旅費の請求手続)</p>	<p>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p>
<p>第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</p>	<p>（旅費の請求手続）</p> <p>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書_____</p>

改正後	改正前
<p>第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。</p>	<p>に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	
<p>4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p>	<p>2・3 (略) (新設)</p>
<p>5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて提出することができる</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。</p>
<p>(鉄道賃)</p>	
<p>第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道をいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 運賃 (2) 急行料金</p>	

改正後	改正前
<p>(3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金 (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。</p> <p>(船賃)</p> <p>第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。</p> <p>(航空賃)</p> <p>第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p> <p>(その他の交通費)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p><u>2 前項第3号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が任命権者の承認を受けて当該職員の所有等する自家用自動車（以下「自家用車」という。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>（宿泊費）</u></p> <p><u>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</u></p> <p><u>(1) その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p><u>(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p><u>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第13条</u> <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p>	<p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第13条</u> <u>船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第14条</u> <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>
<p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第14条</u> <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>	<p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p>
<p><u>(着後滞在費)</u></p> <p><u>第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p>	<p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>
<p><u>(家族移転費)</u></p> <p><u>第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p>	<p><u>(日当)</u></p> <p><u>第16条 日当の額は、1日につき2,200円とする。</u></p> <p><u>2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項に規定する定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p><u>3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u></p>
<p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第17条 宿泊料の額は、宿泊に要する費用の額による。ただし、その額は、1夜につき10,900円を超えることができない。</u></p>	<p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第17条 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p>
<p><u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p>	<p><u>(食卓料)</u></p>

改正後	改正前
<p>第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、<u>退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p>2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、<u>同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p>第18条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(移転料)</u></p> <p>第18条の2 移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額</u></p> <p>(2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u> <u>(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</u></p> <p>2 旅行命令権者は、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(着後手当)</u></p> <p>第18条の3 着後手当の額は、日当5日分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所で現に宿泊を要した日数分及び宿泊料5夜分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所で現に宿泊を要した夜数分を考慮して任命権者が定める額による。</p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p>第18条の4 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額</u></p> <p>ア <u>12歳以上の者については、職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p>イ <u>12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p>ウ <u>6歳未満の者については、職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する場合を除くほか、第18条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>前項第1号アからウまでの規定により鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。</u></p>
(遺族の旅費)	(在勤地内旅行の旅費)
<p><u>第19条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>（その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合の旅費）</u></p> <p><u>第20条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。</u></p>	<p><u>第19条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>交通機関を利用する必要的ある場合 これに要する実費</u></p> <p>(2) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合 第17条第1項に規定する宿泊料の額</u></p> <p><u>（特定旅費）</u></p> <p><u>第20条 特定旅費は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、職員の所有する自動車を公用に使用した場合に限り支給するものとし、その額は、1キロメートルにつき37円とする。</u></p> <p>2 <u>特定旅費は、全路程を通算して計算する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号並びに第11条第1項各号及び第2項に掲げる各費用について、当該各条及び第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条第1項並びに第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p>	<p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第21条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する旅行は、研修、講習等の目的のための旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。</u></p> <p><u>2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が別に定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。</u></p>
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費</u></p> <p><u>ア 退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの職員相当の旅費</u></p> <p><u>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの職員相当の旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した職員相当の旅費</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する職員相当の旅費</u></p>

改正後	改正前
<p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第23条 任命権者は、旅行者が<u>市以外の者から旅費の支給を受ける</u>場合その他<u>旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない</u>ことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第25条 <u>市長又は予算の執行について市長の委任を受けた者若しくは機関(以下「収支等命令者」という。)は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、収支等命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該収支等命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる</u></p> <p>3 <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p>	<p>(2) <u>職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの職員相当の旅費</u></p> <p>2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第18条の4第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第25条 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した</u>場合その他<u>当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない</u>ことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前																
(委任)	(委任)																
<u>第26条</u> (略)	<u>第27条</u> (略)																
附 則	附 則																
1・2 (略)	1・2 (略)																
3 第8条第1項第5号に規定する特別車両料金及び第9条第1項第4号に規定する特別船室料金は、任命権者が市長に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。_____）のため支給するものを除き、当分の間、支給しない。	3 第12条第1項第3号に規定する特別車両料金及び第13条第1項第5号に規定する特別船室料金は、任命権者が市長に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。 <u>次項において同じ。</u> ）のため支給するものを除き、当分の間、支給しない。																
(削る)	4 第13条第1項に規定する船賃の額については、任命権者が市長に協議して定める旅行のため支給するものを除き、当分の間、同項第2号中「上級」とあるのは、「下級」として同号の規定を適用する。																
4 (略)	5 (略)																
(削る)	別表 (第18条の2関係)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道50キロメートル未満</th> <th>鉄道50キロメートル以上10キロメートル未満</th> <th>鉄道100キロメートル以上10キロメートル未満</th> <th>鉄道300キロメートル以上10キロメートル未満</th> <th>鉄道500キロメートル以上10キロメートル未満</th> <th>鉄道1,000キロメートル以上10キロメートル未満</th> <th>鉄道1,500キロメートル以上10キロメートル未満</th> <th>鉄道2,000キロメートル以上10キロメートル未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 107,000</td> <td>円 123,000</td> <td>円 152,000</td> <td>円 187,000</td> <td>円 248,000</td> <td>円 261,000</td> <td>円 279,000</td> <td>円 324,000</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上10キロメートル未満	円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000
鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上10キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上10キロメートル未満										
円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000										

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

改正後	改正前						
(目的)	(目的)						
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条から第204条までの規定による議員報酬、報酬、給料、旅費及び費用弁償の額並びに <u>法第207条</u> その他の法令の規定等による実費弁償の額並びにそれらの支給方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条から第204条までの規定による議員報酬、報酬、給料、旅費及び費用弁償の額並びに <u>第207条</u> その他の法令の規定等による実費弁償の額並びにそれらの支給方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。						
(給与の額等)	(給与の額等)						
第3条 議員報酬及び <u>前条</u> 第2項第1号から第3号までに規定する者の報酬の額は、別表第1のとおりとし、報酬の額が限度額以内とされているものの報酬については、その額の範囲内において任命権者が定める。	第3条 議員報酬及び <u>第2条</u> 第2項第1号から第3号までに規定する者の報酬の額は、別表第1のとおりとし、報酬の額が限度額以内とされているものの報酬については、その額の範囲内において任命権者が定める。						
2～4 (略)	2～4 (略)						
(費用弁償の支給及び種目)	(費用弁償の支給及び種類)						
第5条 (略)	第5条 (略)						
2・3 (略)	2・3 (略)						
4 前3項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u> とする。	4 前3項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u> とする。						
(旅費及び実費弁償の種目)	(旅費及び実費弁償の種類)						
第6条 市長等に支給する旅費及び第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u> とする。	第6条 市長等に支給する旅費及び第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u> とする。						
附 則	附 則						
1～3 (略)	1～3 (略)						
4 旅費並びに市議会議員及び第2条第2項第1号に掲げる者に支給する費用弁償のうち鉄道賃及び船賃について旅費条例の規定の例により算出する場合においては、旅費条例附則第3項_____の規定は適用しない。	4 旅費並びに市議会議員及び第2条第2項第1号に掲げる者に支給する費用弁償のうち鉄道賃及び船賃について旅費条例の規定の例により算出する場合においては、旅費条例附則第3項及び第4項の規定は適用しない。ただし、旅費条例第12条第1項第3号に規定する特別車両料金は、当分の間、鉄道線路片道300キロメートル以上の旅行において支給する。						
別表第1 (第3条、第7条関係)	別表第1 (第3条、第7条関係)						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬及び報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> </table>	区分	議員報酬及び報酬	費用弁償	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬及び報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> </table>	区分	議員報酬及び報酬	費用弁償
区分	議員報酬及び報酬	費用弁償					
区分	議員報酬及び報酬	費用弁償					

改正後				改正前					
		鉄道賃、船賃、航空賃、 その他の交通費、包括 宿泊費及び宿泊手当	宿泊費			日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃
市議会	議長	月額 540,000円	旅費条例の規定の例に より算出して得た額。	地域の実情を勘案して 規則で定める額。ただし、 宿泊に係る特別な事情がある場合として	月額 540,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、最上級の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
	副議長	月額 500,000円	旅費条例の規定の例に より算出して得た額。	地域の実情を勘案して 規則で定める額。ただし、 宿泊に係る特別な事情がある場合として	月額 500,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
	議員	月額 460,000円	旅費条例の規定の例に より算出して得た額。	地域の実情を勘案して 規則で定める場合は、 当該宿泊に要する費用	月額 460,000円	4,800円	宿泊に要する費用	4,800円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
代表監査委員		月額 122,000円	旅費の額	の額	月額 122,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
監査委員		月額 39,500円			月額 39,500円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
選挙管	委員長	年額 408,000円			月額 408,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
理委員					月額 408,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
会	委員	年額 372,000円			月額 372,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
農業委	会長	月額 40,000円			月額 40,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
員会	会長職	月額 34,000円			月額 34,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
	務代理者				月額 34,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
	委員	月額 32,000円			月額 32,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
教育委員会委員		月額 57,000円			月額 57,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
公平委	委員長	日額 10,500円			月額 10,500円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
員会	委員	日額 9,200円			月額 9,200円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
固定資産評価審査委員会委員		日額 10,500円			月額 10,500円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
法第138条の4		日額 7,000円	旅費条例の規定の例に より算出して得た額		月額 7,000円	3,000円	宿泊に要する費用	3,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、 船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
第3項の規定									
により設置さ									

改正後		改正前		額
れた附属機関 の委員その他 の構成員（別に 定めのあるも のを除く。）		れた附属機関 の委員その他 の構成員（別に 定めのあるも のを除く。）		
情報公開・個人 会委員	1回につき 11,000円	情報公開・個人 会委員	1回につき 11,000円	
災害弔慰金等 支給審査会委 員	1回につき 14,000円	災害弔慰金等 支給審査会委 員	1回につき 14,000円	
介護認合議体 定審査の長	1回につき 16,000円	介護認合議体 定審査の長	1回につき 16,000円	
会 （あら かじめ 指名す る委員 がその 職務を 代理す る場合 を含 む。）		会 （あら かじめ 指名す る委員 がその 職務を 代理す る場合 を含 む。）		
委員	1回につき 14,000円	委員	1回につき 14,000円	
障害支合議体 援区分の長	1回につき 16,000円	障害支合議体 援区分の長	1回につき 16,000円	
認定審 査会 （あら かじめ 指名す る委員 がその		認定審 査会 （あら かじめ 指名す る委員 がその		

改正後		改正前	
職務を代理する場合を含む。)		職務を代理する場合を含む。)	
委員	1回につき 14,000円	委員	1回につき 14,000円
建築審査会委員	1回につき 11,000円	建築審査会委員	1回につき 11,000円
投票所の投票管理者	1回につき 14,500円	投票所の投票管理者	1回につき 14,500円
期日前投票所の投票管理者	1回につき 12,800円	期日前投票所の投票管理者	1回につき 12,800円
開票管理者	1回につき 12,200円	開票管理者	1回につき 12,200円
選挙長		選挙長	
投票所の投票立会人	1回につき 12,400円 ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額	投票所の投票立会人	1回につき 12,400円 ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額
期日前投票所の投票立会人	1回につき 10,900円 ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額	期日前投票所の投票立会人	1回につき 10,900円 ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額
開票立会人	1回につき 10,100円	開票立会人	1回につき 10,100円
選挙立会人		選挙立会人	
別表第2 (第3条、第7条関係)		別表第2 (第3条、第7条関係)	

改正後				改正前					
区分	給料月額	鉄道賃、船賃、航空賃、 その他の交通費、包括 宿泊費及び宿泊手当	宿泊費	区分	給料月額	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃
市長	965,000円	旅費条例の規定の例に より算出して得た額。	地域の実情を勘案して 規則で定める額。ただし、 鉄道賃及び船賃の旅客運賃の等級に 区分がある場合にあつては、最上級の旅客運 賃の額	市長	965,000円	3,000円	宿泊に要する費用 の額(その額が1 4,800円を超える ときは、14,800円)	3,000円	旅費条例の規定 の例により算出 して得た額。ただし、船賃の旅 客運賃の等級に3階級の区分が ある場合にあつては、上級の旅 客運賃の額
副市長	785,000円			副市長	785,000円				
教育長	722,000円	ただし、鉄道賃及び船 賃の旅客運賃の等級に 区分がある場合にあつては、最上級の旅客運 賃の額	し、宿泊に係る特別な 事情がある場合として 規則で定める場合は、 当該宿泊に要する費用 の額	教育長	722,000円				

議案第69号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

議案第70号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>
<p>（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第15条の2（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第15条の2（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4（略）</p>
<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>
<p>（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第26条の2（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者</p>	<p>（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第26条の2（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者</p>

改正後	改正前
<p>が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	改正前
(第2号会計年度任用職員の期末手当)	(第2号会計年度任用職員の期末手当)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)	(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)
第15条の2 (略)	第15条の2 (略)
2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3・4 (略)	3・4 (略)
(第1号会計年度任用職員の期末手当)	(第1号会計年度任用職員の期末手当)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)	(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)
第26条の2 (略)	第26条の2 (略)
2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会	2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会

改正後	改正前
計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を 超えてはならない。 3・4 (略)	計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を 超えてはならない。 3・4 (略)

議案第71号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
9 市長	<p>市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(新設)	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</p> <p>であって規則で定めるもの</p>	1 市長	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</p> <p>であって規則で定めるもの</p>
2 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定	2 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定
			外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	めるもの			めるもの	
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
5 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	5 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
6 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	6 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
7 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する情報、廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療関係情報」という。） <u>廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	7 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する情報、廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療関係情報」という。） <u>又は廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療関係情報」という。）</u> <u>であって規則で定めるもの</u>
8 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、 <u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	8 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。） <u>又は外国人生活保護関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>
10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事	<u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事	<u>外国人生活保護関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>

改正後			改正前		
	務であって規則で定めるもの			務であって規則で定めるもの	
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給に関する情報、重度心身障害者医療関係情報、ひとり親家庭等医療関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給に関する情報、重度心身障害者医療関係情報、ひとり親家庭等医療関係情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	
12 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	
13 市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	

改正後			改正前		
14 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	14 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
15 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	15 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
16 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。） <u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	16 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。） <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
17 市長	子ども・子育て支援法による子どものた	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	17 市長	子ども・子育て支援法による子どものた	外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	めの教育・保育給付 若しくは子育てのための施設等利用給付 の支給又は地域子ども・子育て支援事業 の実施に関する事務 であって規則で定めるもの			めの教育・保育給付 若しくは子育てのための施設等利用給付 の支給又は地域子ども・子育て支援事業 の実施に関する事務 であって規則で定めるもの	
18 市長	母子保健法による産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	18 市長	母子保健法による産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
19 市長	介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、国民年金法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	19 市長	介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、国民年金法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
20 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	20 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
21 市長	廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律	21 市長	廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律

改正後			改正前		
	事務であって規則で定めるもの	第73号)、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民票関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		事務であって規則で定めるもの	第73号)、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民票関係情報又は <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
22 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	22 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
23 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、 <u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	23 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。） <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
24 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	24 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
25 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する情報	25 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する情報

改正後	改正前
<p>する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当_____の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、<u>障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの</p>	<p>する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は<u>障害者自立支援給付関係情報</u>_____であって規則で定めるもの</p>

廿日市市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市公園条例（昭和63年条例第21号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第2（第15条、第22条関係） <u>佐伯総合スポーツ公園多目的広場</u>		別表第2（第15条、第22条関係） <u>佐伯総合スポーツ公園陸上競技場</u>	
<u>（1）専用して利用する場合</u>		<u>（1）専用して利用する場合</u>	
区分		利用料金の範囲（1時間までごとに）	
小人の利用のため専用する場合		大人の利用のため専用する場合	
多目的広場		2,030円から3,770円まで	
備考		4,060円から7,540円まで	
1 多目的広場を区分してその2分の1又は4分の1の面を専用して利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に2分の1又は4分の1を乗じて得た額の範囲とする。		1 <u>陸上競技場を区分してその2分の1の面を専用して利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とする。</u>	
2 利用時間を超過して専用する場合の超過時間に係る利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて得た額を加算した額の範囲とする。		2 <u>利用時間を超過して専用する場合の超過時間に係る利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて得た額（スポーツ以外の目的に専用する場合は、5倍の額に5分の1を乗じて得た額）を加算した額の範囲とする。</u>	
3 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍（小人の利用のため専用する場合にあつては5倍）に相当する額を加算した額の範囲とする。		3 <u>スポーツ以外の目的に専用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲（区分して専用する場合は、備考1で定める利用料金の範囲とする。備考4において同じ。）の5倍の額の範囲とする。</u>	
4 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。		4 <u>利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲（スポーツ以外の目的に専用する場合は、備考3で定める利用料金の範囲とする。）に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍（小人の利用のため専用する場合にあつては5倍）に相当する額を加算した額の範囲とする。</u>	
5 小人及び大人の共同利用のため専用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため専用する場合の利用料金の範囲とする。		5 <u>この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。</u>	
6 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。			
（2）附属設備を利用する場合			

改正後		改正前											
ア 照明設備													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>利用料金の範囲（1時間までごとに）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備 メイングラウンド</td><td>3,500円から6,500円まで</td></tr> <tr> <td>サブグラウンド</td><td>240円から440円まで</td></tr> </tbody> </table>		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	照明設備 メイングラウンド	3,500円から6,500円まで	サブグラウンド	240円から440円まで						
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）												
照明設備 メイングラウンド	3,500円から6,500円まで												
サブグラウンド	240円から440円まで												
備考													
<p>1 メイングラウンド照明設備を区分してその2分の1又は4分の1を利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に2分の1又は4分の1を乗じて得た額の範囲とする。</p> <p>2 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。</p>		<p>6 小人及び大人の共同利用のため専用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため専用する場合の利用料金の範囲とする。</p> <p>7 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 附属設備を利用する場合</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>利用料金の範囲（1時間までごとに）</th></tr> <tr> <th></th><th>小人が利用する場合 大人が利用する場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更衣室</td><td>280円から520円まで 560円から1,040円まで</td></tr> </tbody> </table>		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		小人が利用する場合 大人が利用する場合	更衣室	280円から520円まで 560円から1,040円まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>利用料金の範囲（1時間までごとに）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備</td><td>1,110円から2,060円まで</td></tr> </tbody> </table>		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	照明設備	1,110円から2,060円まで
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）												
	小人が利用する場合 大人が利用する場合												
更衣室	280円から520円まで 560円から1,040円まで												
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）												
照明設備	1,110円から2,060円まで												
備考		<p>1 照明設備を区分してその3分の2又は2分の1を利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に3分の2又は2分の1を乗じて得た額の範囲とする。</p> <p>2 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。</p>											
<p>イ 更衣室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>利用料金の範囲（1時間までごとに）</th></tr> <tr> <th></th><th>小人が利用する場合 大人が利用する場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更衣室</td><td>280円から520円まで 560円から1,040円まで</td></tr> </tbody> </table>		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		小人が利用する場合 大人が利用する場合	更衣室	280円から520円まで 560円から1,040円まで						
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）												
	小人が利用する場合 大人が利用する場合												
更衣室	280円から520円まで 560円から1,040円まで												
備考													
<p>1 1室のみを利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に4分の1を乗じて得た額の範囲とする。</p> <p>2 利用時間を超過して利用する場合の超過時間に係る利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて得た額を加算した額の範囲とする。</p> <p>3 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍（小人の利用のため専用する場合にあつては5倍）に相当する額を加算した額の範囲とする。</p> <p>4 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。</p> <p>5 小人及び大人の共同利用のため利用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため利用する場合の利用料金の範囲とする。</p>													

改正後	改正前
<p><u>6 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。</u></p>	

廿日市市火入れに関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市火入れに関する条例（昭和59年条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、廿日市市の森林又は森林の周囲 <u>1キロメートル</u> の範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、廿日市市の森林又は森林の周囲 <u>一キロメートル</u> の範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号_____）第21条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。
（許可の申請） 第2条 法 <u>第21条第1項</u> の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに_____、市長に申請しなければならない。	（許可の申請） 第2条 森林法 <u>第21条第1項</u> の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、 <u>別記様式第1号による申請書2通</u> に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。
（削る）	（1）火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
（削る）	（2）火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
（削る）	（3）申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し
2 申請書は、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、当該申請の際にその氏名を明示しなければならない。	2 申請書は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に_____明示しなければならない。
（許可の要件） 第3条 市長は、当該申請に係る火入れが、次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。	（許可の要件） 第3条 市長は、当該申請に係る火入れが、次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。
（1）火入れの目的が、法 <u>第21条第2項</u> 各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。	（1）火入れの目的が、森林法 <u>第21条第2項</u> 各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
（2）（略）	（2）（略）
（許可証の交付等） 第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法 <u>第21条第1項</u> の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示す	（許可証の交付等） 第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法 <u>第21条第1項</u> の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示す

改正後	改正前
るものとし、当該指示事項を記載した_____許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。	るものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。
2 (略) (許可後における指示)	2 (略) (許可後における指示)
第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの <u>差止め</u> 又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。	第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの <u>差し止め</u> 又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。
(火入れの中止)	(火入れの中止)
第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。	第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。
2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。	2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。
(委任)	(新設)
第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	別記様式第1号 (略)
(削る)	別記様式第2号 (略)
(削る)	

議案第74号

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）【第1条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>（1） 保育士 <u>（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）</u> の資格を有する者</p> <p>（2）～（10） （略）</p> <p>4・5 （略） (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（職員）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>（1） 保育士 _____ _____の資格を有する者</p> <p>（2）～（10） （略）</p> <p>4・5 （略） (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u> （母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる</u> 。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児</u> （以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 <u>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる</u> 。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない</u> 。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3・4 (略) (職員)	3・4 (略) (職員)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した <u>保育士</u> （法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した <u>保育士</u> 又は <u>保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者</u> であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

改正後	改正前
(1)・(2) (略) 3 (略) (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	(1)・(2) (略) 3 (略) (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 (略) (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u> その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者 <u>(同項において「保育従事者」という。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	2・3 (略) (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者 <u>(次項において「保育従事者」という。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	2・3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員)	2・3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員)

改正後	改正前
<p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士<u>（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者<u>（同項において「保育従事者」という。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者<u>（次項において「保育従事者」という。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
2・3 (略)	
附 則	
<p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p>	<p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p>
<p>第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条及び次条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p>
第9条 (略)	
<p>2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士とする。</p>	<p>（新設）</p>

○廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）【第3条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2</p>

改正後	改正前
<p>号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、<u>第13条第2項中</u></p>	<p>号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、<u>第13条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」</u>とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「<u>特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）</u>に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>	<p>号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、<u>第13条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」</u>とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「<u>特定地域型保育を提供したことを証する書類（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）</u>に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは第13条（法第30条の3及び第30条の13において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3及び第30条の13において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは第13条（法第30条の3_____において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3_____において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項_____の規定による支給認定証_____の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p>

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の13第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査			<p>ア（略）</p> <p>イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）<u>第1条の8第1項第2号</u>に規定する長期修繕計画をいう。</p>	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の13第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査			<p>ア（略）</p> <p>イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）<u>第1条の2第1項第2号</u>に規定する長期修繕計画をいう。</p>
マンション管理適正化法第5条の16第2項において準用する同条第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査			<p>ア（略）</p> <p>イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則<u>第1条の8第1項第2号</u>に規定する長期修繕計画をいう。</p>	マンション管理適正化法第5条の16第2項において準用する同条第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査			<p>ア（略）</p> <p>イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則<u>第1条の2第1項第2号</u>に規定する長期修繕計画をいう。</p>
マンション管理適正化法第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査			<p>ア（略）</p> <p>イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則<u>第1条の8第1項第2号</u>に規定する長期修繕計画をいう。</p>	マンション管理適正化法第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査			<p>ア（略）</p> <p>イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則<u>第1条の2第1項第2号</u>に規定する長期修繕計画をいう。</p>

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市火災予防条例（昭和37年条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章の2 (略)	第1章～第3章の2 (略)
<u>第3章の3 林野火災の予防 (第30条の7・第30条の8)</u>	(新設)
第4章～第7章 (略)	第4章～第7章 (略)
附則	附則
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第30条 <u>火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第30条 <u>火災に関する警報</u> _____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(削る)	(6) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
<u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u>	(新設)
第30条の7 <u>市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>	
2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>	
3 <u>市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限)</u>	
第30条の8 <u>市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(屋外催しに係る防火管理)</u>	(新設)
第43条の3 (略)	第43条の3 (略)

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第46条第1項第6号において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第46条第6号において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>